令和4年度(2022年度)

姫路市事業評価監視委員会

【議事録】

【姫路市財政局工事技術検査室】

令和 4 年度 姫路市事業評価監視委員会議事録

■日 時:令和4年10月7日(金)13時28分から15時18分

■場 所: 姫路市役所 本庁10階 第2会議室

◆出席者

【姫路市事業評価監視委員会委員】

委員長 山本一範 (姫路獨協大学大学院法学研究科長)

委 員 足 立 裕美子 (一級建築士)

委 員 鑛 隆 志 (神戸新聞社執行役員姫路本社代表)

委員太田悠子(弁護士)

委員尾上広和(姫路商工会議所副会頭)

委 員 清 水 陽 子 (関西学院大学総合政策学部教授)

委 員 山 水 千惠子 (株式会社セントラルサクセス代表取締役)

委 員 吉 田 友 彦 (立命館大学政策科学部教授)

【審議議案提出工事担当課】

• 建設局

佐々木建設局長

街路建設課

橋本課長、野上課長補佐、河野技術主任

道路建設課

内藤係長、中澤技術主任、森本技術主任

• 都市局

三輪都市局長

石井公共建築部参事

住宅課

沼田課長、田中主幹、高田係長、米田主事

【姫路市事業評価監視委員会事務局】

石田財政局長

門口工事技術検査室長

三木主幹、佐藤課長補佐、鵜尾係長

◆議事内容

事 **務** 局:定刻より少し早いですが、お揃いですので、ただ今から、令和4年度 姫路市事業評価監視委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、全委員の方が出席されております。委員会規則の開会要件であります、委員の半数以上の出席を頂いておりますので、委員会の成立をご報告させていただきます。

次に、委員長の選出につきましてお諮りします。今回の委員会は、委員改選後の最初の委員会であり、委員長の選出が必要となります。委員会規則により、委員長は、委員の互選によって定めることと規定されています。どのようにさせていただきましょうか。

特にご意見がなければ、事務局から提案させていただいて、よろしい でしょうか。

各委員: 異議なし。

事 務 局: それでは提案させていただきます。事務局としましては、山本委員に 委員長をお願いできればと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

各 委員: 異議なし。

事 **務 局**: ありがとうございます。「異議無し」とのお声を頂戴いたしました。 山本委員に委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長:よろしくお願いいたします。

事務局:次に委員長の職務代理ですが、こちらは委員長が指名することと規定 されております。山本委員長よりご指名をお願いいたします。

委員 長:清水委員にお願いしたいと考えております。

事務局:清水委員、お引き受けいただけますか。

委員:はい。

事 務 局: ありがとうございます。委員長に山本委員、委員長の職務代理に清水 委員が選出されました。ここで山本委員長には委員長席にお移りいた だきます。

次に「概要説明」について、事務局より説明させていただきます。

(1) 概要説明

(工事技術検査室説明)

それでは、事業評価対象事業の審議に入らせていただきます。

これからの進行は、山本委員長に議長をお願いいたします。

(2) 前年度の意見書に対する回答

(委員長説明)

(3) 事業評価対象事業の審議

- ・国庫補助事業の再評価道路、街路事業 都市計画道路 内環状東線(北工区)
- **委員長**:次第のとおり、国庫補助事業の再評価であります都市計画道路 内環 状東線(北工区)から審議を行います。再評価では事業の継続の可否 をご審議いただくこととなります。 それでは、工事担当課から説明をお願いします。

(工事担当課説明)

〈質疑応答〉

委員長:ありがとうございました。ただいまの説明に対するご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

員:事業の必要性は十分わかるが、あまりにも事業の進捗が遅い。部分的に少しやっては止めての繰り返しである。南工区についてもなかなか進んでいない。予算の関係があるのかもしれないが、分散してやるよりは一連の工事区間については集中的にやるほうが、結果的に全ての工事が早く進むのではないか。企業からすれば考えられないやり方である。用地買収も終わっているようなので、南工区も含め一体でもっと早くやる方法はないのか。工事を止める都度機材の搬入、撤収を繰り返しておりそれだけでも費用がかかるのではないか。どのように考えているのですか。

工事担当課:この場所については特に埋蔵文化財調査が必要ですが、建物撤去跡や、さらに現道部分内についても行う必要があります。交通量も多く1日約7千台あり、迂回させるとなると周辺に大きな影響が出ることが考えられます。また、街中ですので沿線の事務所、店舗や駐車場への出入りもあり一度に通行止めすることは難しく、それらにも配慮しながら慎重に進める必要があります。このような事情から遅れているもの

です。

委 員:南工区の進捗状況はどうなっていますか。

工事担当課:文化財調査が一部残っていますが、令和6年度の開通を目標に事業を 進めております。ただ、さらに十二所前線から南の区間は土地区画整 理事業内でありますが、移転物件が残っており十二所前線から北の当 区間との接続時期を考慮する必要もあります。

委 員: せめて十二所前線から北側については一体で事業を進めてもらいたい。 また、交差点では右折レーンをつくるなどし、渋滞を緩和してもらい たい。

工事担当課:令和6年度の開通に向け取り組んでおりますので、あと少しの間ご協力いただきますようお願いします。

委員長:文化財課との連携についてはどのように行っていますか。

工事担当課:年度当初や必要に応じその都度実施していますが、現在協議は済んでおり、予定通り事業を進めていくことを申し合わせています。

委 員:用地買収は完了しているということですので、事業期間が延びることはないと思いますが、資材費用の高騰などが言われる状況で、事業費が32億円より増えることはないと考えてよいのですか。

工事担当課:はい。今のところありません。

委 員:東西に歩行者や自転車の横断が多く、危ないと思う場面をよく見かけますが、信号の設置など安全の確保についてはどのように考えていますか。

工事担当課:この道路は4車線ですので、中央分離帯を設置し横断はできないようにします。警察との協議によりますが、中間付近は中央分離帯を設けず、信号を設置し横断できるようにする予定です。

委 員: 利便性と安全性の確保について配慮していただくようお願いします。

委 員:その信号設置予定の交差点はUターンできるのですか。

工事担当課:基本的に規制はかからないと思います。

委 員:歩行者と自転車の分離についてはどのように考えていますか。

工事担当課:現在警察と協議中でありますが、歩道を色分けして通行することを考えています。ただ、平成28年の国土交通省と警察庁が出したガイドラインでは、基本的に自転車は車道を通行することとされましたので、自転車は車道に色付けして通行させるかどうかも含め、警察と協議している段階です。

委 員:事業認可が2回変更されていますが、変更理由を教えてください。

工事担当課:1、2回目とも用地補償の遅れによる事業期間の延長となっています。

委 員:現在、道路西側拡幅部の沿線住民の方はどのようにして出入りしているのですか。

工事担当課:沿線住民の方の個別の要望に応じ、東から出入りしたい方には仮舗装

をするなどの対応をしています。

委員長: それでは概ねご意見を頂いたようですので、ここでまとめをさせていただきます。都市計画道路 内環状東線(北工区)の事業については、 工事担当課作成の対応方針案である「事業の継続」について、異論は無いでしょうか。

《委員》 異論無し

委員 長: 異論はないようですので、当委員会としては工事担当課の対応方針の 案である「事業継続」は、妥当であるとします。ご協力ありがとうご ざいました。

次の議案説明の準備をお願いします。

・国庫補助事業の再評価道路、街路事業 市道幹線第43号線無電柱化

委員長: それでは、引き続きまして国庫補助事業の再評価としまして、市道幹線第43号線無電柱化事業について、工事担当課より説明をお願いします。

(工事担当課説明)

〈質疑応答〉

委員長:ありがとうございました。ただいまの説明に対するご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

委 員:無電柱化そのものは進めるべきであり、意味がある事業であると思いますが、無電柱化によって通学路の安全確保が見込まれるということですが、どうしてそれが担保されるのですか。

工事担当課:一般的に無電柱化の事業効果としましては、①防災対策、②景観の向上、③歩道の安全面の向上がありますが、今回の事業では抜柱と併せて植栽帯の撤去を行い、歩行空間の有効幅員を広げております。これにより通学路の安全面についても向上が図られると考えます。

嘦 員:自転車は路肩部分を通行することになるのですか。

工事担当課:この無電柱化事業完了後引き続き、車道側に自転車専用レーンを整備 する計画になっています。

委 員:歩道にガードレールは設置されるのですか。また、地上機器の設置が 必要になりますがどのようにされるのですか。あと景観向上という点 では植栽の撤去はもったいないと思いますが、理由があればお聞かせ ください。 **工事担当課**:ガードレールの設置は考えておりません。歩車道境界ブロックの整備により歩道の安全確保を図ります。地上機器の設置については、概ね40メートル毎で必要な箇所のみ設置します。また、この無電柱化工事につきましては、先程説明しました事業の3つ効果うち、特に歩道の安全面の向上を第1の主眼としておりまして、防災対策や景観向上は副次的な目的と捉えております。なおこの幹第43号線は昭和34年に完成しており、当時植栽された木が大きく成長し歩行空間を狭め、さらに根が歩道のアスファルトを持ち上げるなどして車いす等の走行性を阻害するなどの要因もあり、今回の整備では撤去する方針で事業を進めています。

委員長:ガードレールを設置しない理由は何ですか。無電柱化しガードレール もないとすっきりはしますが、植栽やガードレールがないと歩行者を 防護するものがなく危険になると思いますが、どうでしょうか。

工事担当課: この先将来にわたりガードレールを設置しないというわけではなく、 必要があれば整備していくことになりますが、この道路は区画整理に よって整備された直線区間で、カーブや複雑な交差点は少ないという 状況にあります。

5 員:ここは通学路ですね。事故が起きてからでは遅いのではないですか。

工事担当課: この道路に面している区画については間口が狭いところも多く、出入口についてはガードレールや柵が設置でないことから、連続して効果的に設置することが難しいのが現状です。歩道と車道の境に設置するのは通常ガードレールではなく横断防止柵になりますが、無電柱化事業完了後でも横断防止柵は設置が可能ですので、安全対策上効果があると判断できましたら、地元と相談しながら設置について検討したいと考えております。

委 員:地上機器を設置する場合は、子どもを見通すことができるよう安全面 を考慮するとともに、景観にも配慮した形状となるよう希望します。

委員長: 再評価チェックリストにあります「事業が長期間要している理由」として、歩道内の占有物や排水管の移設に時間を要したとありますが、 予め予想できたことではないのですか。

工事担当課:電線共同溝を設置する場合、歩道幅員4メートルでは余裕がなく、地中にある占有物のほとんどを歩道端に移設する必要がありますが、ガス、電話、ケーブルテレビ、警察など姫路市以外の占有者についてはそれぞれの都合もあって、予定より時間を要することになりました。また、無電柱化事業については、近年、国の補助も手厚いのですが、事業を始めた当時は予算も付きにくいといった事情もありました。

委 員 長: 他に意見等はございますか。

《委員》 意見等無し

委員長:では、概ねご意見は頂いたようですので、まとめをさせていただきます。市道幹線第43号線無電柱化事業について、工事担当課が評価した今後の対応方針の案「事業の継続」は、妥当であるということでよろしいでしょうか。

《委員》 異論無し

委員 長: 異論は無いようですので、当委員会としては工事担当課が評価した対応方針の案は妥当であるとさせていただきます。ありがとうございました。

次の議案説明の準備をお願いします。

・国庫補助事業の事後評価

公営住宅整備事業 公営住宅白浜南住宅建替

委員長:最後の議案は事後評価ということで、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性などについてご審議いただきます。

それでは、公営住宅白浜南住宅建替について、工事担当課より説明をお願いします。

(工事担当課説明)

〈質疑応答〉

委員長:ありがとうございました。ただいまの説明に対するご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

委 員:事後評価とは直接関係しませんが、市営住宅の南西側の土地は何か利 用する予定はあるのですか。

工事担当課:1号棟の西側の土地は、浜手緑地という形で公園が整備されています。

委員: さらに西側まで鬱蒼とした緑地が続いて見通しも悪い。伐採するなどして、防犯対策を考えてもらいたい。

工事担当課:地元からもそのような要望があがっておりまして、予算の範囲内で 徐々に進めております。

委 員: 事業は評価できるものであると思います。確認ですが木造平屋172

戸から291戸になったということでしたが、元々住んでいた方のうちどのくらいの方が戻ってこられたのですか。戻ってきた場合の家賃の増額についても教えてください。また、全体の戸数が約120戸増えていますが、この先新規の建設を行わないという方針がある中、今回の戸数増はこの住宅についての需要に応えたものですか。それとも市営住宅全体の需給の中で決められたことですか。今後の市営住宅の

戸数管理の方針についても教えてください。

工事担当課:移転の状況に関しましては、当初住んでいた方は仮移転という形で民間住宅へ移り、その後に大半が市営住宅へ戻っておられます。中にはそのまま民間住宅に居住する方もおられたので、全員が戻ったわけではありません。家賃に関しましては、国の基準に合わせて5カ年の傾斜家賃で徐々に増額しています。元の木造平屋で数千円ほどの非常に低額な家賃であったものが、鉄筋の住宅になったことで数万円の家賃となるため、人によっては何倍にも増えています。

計画当時は現在と違い公営住宅が不足しており、高層化して戸数を増 やしていこうとう状況でありました。現在は人口減少しているため、 人口規模に見合った形で戸数減していく方針です。

委 員:事業期間が平成5年から29年までの20年間以上となっていますが、 同規模の事業と比べてこれは長いのですか。

工事担当課:他と比べてもかなり長期間となっています。建物は平成19年に建設 完了しており、その時点で事後評価ができていれば標準的な長さでし たが、集会所と広場整備に時間がかかったため期間が長引いています。

委 員:入居開始は何年度から行っているのですか。

工事担当課:19年度より前から始めています。

委 員: 戸数を増やそうとしていた計画当時と現在では状況が異なってきていると思いますが、当時の需要や時代の変化に対応できるよう、できるだけ工期が短縮できるように努めていただけたらと思います。

委員:1戸あたりの広さ(㎡数、LDK)と、何人くらい向けを想定して整備されたのかについて教えてください。

工事担当課: 白浜南住宅は型別供給という形で世帯に合わせて、 $A \sim D$ の4タイプ の供給を行っています。Aタイプは概ね4人以上の世帯向けで3 L D K の約73㎡、Bタイプが3~4人世帯向けで3 D K の約65㎡、C タイプが2~3人向けで2 D K の約53㎡、D タイプが単身世帯向けで2 K の約43㎡となっています。

委 員:広さによって家賃も異なるということですか。

工事担当課:そのとおりです。

委員:高齢化率29%と他より比較的高齢化率が高いということもあるので、 部屋の選択肢がたくさんあることで若い世帯の入居が進み、白浜南地 区が若い世帯で活性化するひとつの起爆剤なればと思います。

委 員 長:全部で8棟ですが4号棟が欠番になっています。4という数字を忌避 したためですか。

工事担当課:基本計画の段階では4号棟は計画されていました。事業が進捗する中で設計変更があり、結果的に4号棟がなくなっています。

委員長:番号を詰めて付番し直すことはしなかったのですか。欠番は奇異に感

じますが。

工事担当課: ぎりぎりまで 4 号棟を建築する方向で考えていたため、欠番となっています。

委 員 長: 具体的な理由は何ですか。

工事担当課: 4 号棟の予定地に住んでいた方との移転交渉が長引いたためです。

長:事業費が47億から43億に減額していますが、これは4号棟建設中止による減額なのですか。建設中止により戸数が330戸から291戸に減ったことで事業費が減額になったのであれば、便益も減ってくるのではないかと思いますがどうでしょうか。事業費が減った要因が戸数減ではなく、戸数調整した数値で比較しているのであれば便益が減っていないということでもよいと思うのですが。4号棟が建設中止になったから、その分の事業費が減になったという理解でよろしいか。

工事担当課: そうです。

委 員: それであれば、便益が1.09で計算されていますが、1.01くらいに変わってくるのではないかと思います。確認していただけますか。

工事担当課:確認して後日報告させていただきます。

委員長:他に意見等はございますか。

《委員》 意見等無し

委員長:では、取りまとめをさせていただきたいと思いますが、工事担当課が 評価した今後の対応方針の案は、妥当であるということでよろしいで しょうか。

《委員》 異論無し

委員 長: 異論は無いようですので、当委員会としては、工事担当課が評価した 対応方針の案は妥当であるとさせていただきます。ありがとうござい ました。

審議事項は以上となります。ほかに質問、意見等はありませんか。なければこれで本日の審議会は終了とします。委員の皆様には審議の進行にご協力いただきありがとうございました。最後に事務局の方から、お願いします。

事 **務 局**: 委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の議事録については事務局で作成のうえ、後日委員の皆様に確認いただきます。また、先程の吉田委員のご質問につきましては、事務局が担当課に聞き取りを行い、委員の皆様に併せて報告させていただきます。

皆様のご意見は事務局で取りまとめまして、委員長と調整させていた

だき、意見書とさせていただきます。なお、市長への意見書の提出につきましては、従来、委員長にお願いしているところでございますが、この数年はコロナ感染対策により、事務局から市長に意見書を渡しております。この度も同様とすることについて、皆様にはご理解いただきますようよろしくお願いします。意見書につきましては、11月下旬頃に、姫路市のホームページ上に公表させていただく予定です。これをもちまして、閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。